

広島県告示第三百三三号

平成十五年広島県告示第千三百七十四号（広島県港湾施設管理条例別表第一重要港湾の表及び別表第一地方港湾の表の規定に基づく知事が指定する緑地並びに知事が定める駐車料及び更衣室の使用料の徴収期間）の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年三月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

第一号の表中

ベイサイドビーチ坂・親水公園

安芸郡坂町水尻

を

ベイサイドビーチ坂・親水公園	安芸郡坂町水尻
福山みなと公園	福山市港町一丁目

に改める。